

新潟県条例第49号

新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前		
別表（第6条関係）				
港湾施設及びその使用の区分	使用料算定の基礎	国際拠点港湾 新潟港	重要港湾 直江津港 両津港 小木港	地方港湾 岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港
		新潟港	直江津港 両津港 小木港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港
(略)				
港湾施設用地	(略)	埋設管又は架設空管類	外径が0.15メートル未満のもの	47円
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	63円
港湾施設用地	(略)	埋設管又は架設空管類	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	130円
			外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	320円
港湾施設用地	(略)	埋設管又は架設空管類	外径が0.15メートル未満のもの	110円
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	140円
港湾施設用地	(略)	埋設管又は架設空管類	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	290円
			外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	720円
港湾施設用地	(略)	埋設管又は架設空管類	外径が0.15メートル未満のもの	98円
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	130円
港湾施設用地	(略)	埋設管又は架設空管類	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	260円
			外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	650円
港湾施設用地	(略)	埋設管又は架設空管類	外径が0.15メートル未満のもの	43円
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	58円
港湾施設用地	(略)	埋設管又は架設空管類	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	120円
			外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	290円

もの		1,400円		630円		630円		630円		630円	
外径が1.0メートル以上のもの		(略)		630円		630円		630円		630円	
架空線		12円		(略)							
(略)											
備考 (略)											
もの		1,300円		580円		580円		580円		580円	
外径が1.0メートル以上のもの		(略)		580円		580円		580円		580円	
架空線		11円		(略)							
(略)											
備考 (略)											

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

